

【諮問第241号】

22川情個第49号

平成22年9月 1日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成22年2月5日付け21川健函第489号で諮問のありました、公文書開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年12月28日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、職場の内線電話のスピーカー機能を用いて川崎市議会本会議の様子を聞いていたことを原因とする健康福祉局盲人図書館電気職主任（以下「主任」という。）と異議申立人との紛争に関して、主任と健康福祉局盲人図書館館長（以下「館長」という。）が話し合った一連のメモ等の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し平成22年1月6日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成22年1月12日付けで、管理者として話し合いの記録を残しているはずであるとして、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第241号事件）

3 異議申立人の主張要旨

平成22年3月31日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。なお、異議申立人の申し出により、口頭意見陳述は実施していない。

(1) 川崎市福祉センターの再編整備計画が公表されるといった状況もあり、議会での質疑の様子を把握する必要があったため、職場の内線電話のスピーカー機能を用いて川崎市議会本会議の様子を聞いていたところ、主任が「うるさい」と大声で言った対応に驚き、同僚に対する礼儀を逸するものだと指摘した。この件に関して主任の陳謝を求め、上司から指導するように館長に申し入れた。これを受けて館長は主任と協議を行った。

(2) 上記の協議の記録を開示請求したが、館長は協議の概要についてのメモを取っておらず、本件開示請求に対して文書不存在による拒否処分を行った。管理者として、紛争案件に関して記録がないという対応に唖然とした。

(3) 職場内の紛争に係る館長の指導内容については、開示請求を受ける可能性があること、また、開示請求があれば局内で経緯等の説明を求められることを理解しながら、その経過や対応内容を記録する努力を怠り、単純に文書不存在と回答する対応にあきれ果てた。

4 実施機関の主張要旨

平成22年3月12日付け処分理由説明書及び平成22年6月11日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 開示請求の対象となっている主任と館長との話し合いは、言い争いや口論の仲裁というようなものである。また、この件で話し合いを行ったのは一度だけである。

(2) 以上のような状況から、本件話し合いの内容は、文書により記録を残す必要が

ないものであると考えられたため、一連のメモ等については作成しておらず、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行ったことは妥当であるとする。

5 審査会の判断

本件は、異議申立人が、平成21年12月22日、職場の内線電話のスピーカー機能を用いて本会議の様子を聞いていたことを原因とする主任との紛争に関して、主任と館長が前記紛争の件で話し合った一連のメモ等記録の開示を求めるものである。

実施機関によれば、館長が、前記紛争に関して主任と話したのは、前記同日、異議申立人の抗議を受けて話をしただけであり、その内容も、主任に落ち着くように言ったものであり、メモ等記録を残す必要のあるものではなかったため、何ら記録はしていないとのことである。異議申立人と主任との前記紛争は、直接職務に関連するものではなく、特別の事態が発生したわけでもないため、館長には主任との話の内容をメモ等記録に残すべき職務上の義務はなく、また、何ら記録が残っていないことは不自然ではない。

そして、異議申立人の主張からも、何らかの記録が残っていると推認させる事情はうかがわれない。

したがって、主任と館長が当該紛争の件で話し合った一連のメモ等記録が存在するとは認められず、実施機関が行った拒否処分は妥当であるといえる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子